
浪江町復興計画【第三次】 後期基本計画(素案)

令和〇年〇月

計画策定の目的

「浪江町復興計画【第三次】」（以下「復興計画【第三次】」という。）は、平成23年3月11日に発生した国内観測史上最大規模の巨大地震とそれに伴う津波、さらには東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）の原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）という未曾有の複合災害により、甚大な被害を受けた本町が復旧・復興を実現していくための道標とするものです。

東日本大震災（以下「震災」という。）から14年の節目を迎えた今、町をとりまく状況は大きく変化してきていることから、これまでの復興の進捗や行政の取組を検証し、将来にわたって安心して豊かな生活を送れる持続可能なまちづくりが必要です。

これらの基本的な認識のもと、中長期的な視点に立って、総合的かつ計画的に復興を実現するため、「復興計画【第三次】後期基本計画」を策定します。

計画の構成と期間

（1）計画の構成

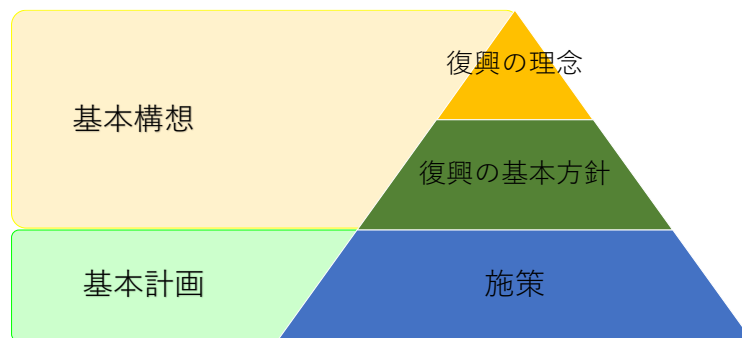
本計画は、長期的なまちづくりの将来像やそれを実現するための施策・事業を示した総合計画であり、浪江町の最上位計画です。大きく、基本構想及び基本計画で構成されます。

ア 基本構想

基本構想は、「復興の理念」と、これを達成するための「復興の基本方針」を定めるものです。

イ 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策を定めるものです。



（2）計画の期間

基本構想の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。基本計画は社会情勢の変化に柔軟に対応するため、計画期間を前期と後期に区分し、それぞれ5年間とします。

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
基本構想	基本構想(10年)									
基本計画	前期基本計画(5年)					後期基本計画(5年)				

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

第3編

後期基本計画（素案）

1

<施策体系>

復興の 基本方針	施 策	取 組
Ⅰ 産業と仕事づくり 夢と希望のある	施策1 農林水産業の再興	(1) 農業の再開 (2) 林業の再開・漁業の再開 (3) 魅力ある地場産品づくりと販売力強化 (4) 鳥獣被害対策
	施策2 新たな産業と雇用の創出	(1) 商工業の振興 (2) 企業誘致の推進 (3) 就労支援・人材育成 (4) 観光・交流の推進
Ⅱ 未来を担う 人づくり	施策1 子育て環境・学校教育の充実	(1) 子育て環境の充実 (2) 学校教育の充実
	施策2 生涯学習環境の充実	(1) 生涯学習環境の充実 (2) 文化財保護・伝統芸能の継承
	施策3 震災の記憶の伝承	(1) 震災の記憶の伝承
Ⅲ 住みよい環境づくり 帰還困難区域の再生と	施策1 帰還困難区域・特定復興再生拠点区域の再生	(1) 帰還困難区域・特定復興再生拠点区域の再生
	施策2 社会基盤の維持・整備	(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備 (2) 上下水道の整備 (3) 交通網の充実
	施策3 防災・安全の強化	(1) 防災・安全の強化 (2) 防犯・防火・交通安全の強化
	施策4 ゼロカーボンシティの推進	(1) ゼロカーボンシティの推進
Ⅳ 健康と福祉の まちづくり	施策1 健康づくりの推進・医療の充実	(1) 健康づくりの推進・医療の充実
	施策2 介護・福祉の充実	(1) 介護・福祉の充実
	施策3 放射線による健康不安への対策	(1) 放射線による健康不安への対策 (2) 除染等の推進による安全対策
Ⅴ 絆の維持と持続可 能なまちづくり	施策1 被災者生活支援・絆の維持	(1) 被災者生活支援 (2) 絆の維持
	施策2 移住・定住の推進	(1) 移住・定住の推進
	施策3 地域コミュニティ活動の推進	(1) 地域コミュニティ活動の推進
	施策4 復興を推進させる行財政運営	(1) 復興を推進させる行財政運営

2

第1章

夢と希望のある産業と仕事づくり

復興の基本方針Ⅰ 夢と希望のある産業と仕事づくり

施策1 農林水産業の再興

(1) 農業の再開

町内全域の農地を再生し、農業の再開を推進します。

(2) 林業の再開・漁業の再開

町の豊かな海、山、川を再生し漁業・林業の再開を推進します。

(3) 魅力ある地場産品づくりと販売力強化

地場産品の魅力の発信と販売力の強化に取り組みます。

(4) 鳥獣被害対策

イノシシ等からの鳥獣被害の対策に取り組みます。

施策2 新たな産業と雇用の創出

(1) 商工業の振興

町内での事業再開・創業を支援し、町の商工業の振興に取り組みます。

(2) 企業誘致の推進

新たな産業の誘致を推進します。

(3) 就労支援・人材育成

町内事業所の従業員の確保や、町内就労希望者への支援、浪江町の将来を担う人材の育成・確保に取り組みます。

(4) 観光・交流の推進

町の賑わいを創出する様々なイベントの開催や町の魅力、復興の様子等の情報発信に取り組み、関係交流人口の拡大を推進します。

施策1 農林水産業の再興

(1) 農業の再開

◆町内全域の農地を再生し、農業の再開を推進します

現 状 と 課 題

- ◆ 除染が完了した地域から、農事復興組合による農地の保全管理に取り組んでおり、年々作付面積は増加の傾向にあります。
- ◆ しかし、一部の地域ではため池の放射性物質対策や農業用水路等の復旧が完了しておらず、営農再開や地元での維持管理に支障がある状況となっており、引き続き対策や復旧を進めていく必要があります。
- ◆ 農業用水路等が利用可能になった農地において、作付が再開された農地面積は令和6年度までに670haに拡大していますが、今後も営農再開を一層加速させていく必要があります。特に、特定復興再生拠点の営農再開が住民の帰還や交流・活動を活発化させるうえで重要です。津島地区では、水稻の試験栽培が始まったほか、リンゴの実証栽培が行われています。
- ◆ 担い手不足対策として、新規就農者確保のため町独自の収入補填や家賃補助に取り組んでいます。さらに、限られた担い手で効率的に農地を管理していくためには、担い手への農地の集積や、ほ場整備等による大区画化により農業の生産基盤強化を進めていく必要があります。収穫期など、短期的・突発的対応に必要な人材が不足している状況もあり、農繁期等における労働力の確保も求められます。
- ◆ 農業を次世代につなぐため、若者などの新規就農や法人の参入を進めつつ、農業関係者の連携強化やスマート化による省力化・効率化により、就農しやすく持続可能な営農環境整備を進めていく必要があります。
- ◆ 加えて、長期の避難により、震災前に使用していた農業用の機械や施設の多くが使用できない状況となっているため、機械導入や施設整備への支援が必要となっています。
- ◆ 震災前に盛んであった畜産業については、研究・研修機能や国内有数の最先端設備を備えた大規模畜産施設の整備を活かし、今後も推進に向けた検討を進めていく必要があります。

目指す姿と取組

- ◆ 帰還や人の活発な交流・活動を促進するため担い手の確保・育成に積極的に取り組みます。主な取組としては、就農相談や女性農業者育成による新規就農の推進、農業の法人化、農業法人の誘致等に取り組むほか、農繁期の短期・短時間の労働力確保を支援します。
- ◆ また、福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）や浜地域農業再生研究センター、F-R-E-I等の研究機関と連携し、スマート農業等の新しい技術の活用により、農作業の省力化や農作物の品質向上を図り、農業者が将来に夢と希望をもって従事できる環境づくりに取り組みます。
- ◆ 公益財団法人福島相双復興推進機構（以下「福島相双復興官民合同チーム」という。）や公益社団法人農地中間管理機構と連携し、農地等を貸したい農家から担い手へ農地集積を推進するとともに、機械導入や施設整備、リスクリング、町内農業者による新規就農者へのサポートなど経営発展への支援に取り組み、意欲ある担い手の育成を図ります。
- ◆ ため池の放射性物質対策や農業用水路等の復旧と農業、農地を守るための「地域計画」の策定を推進し、避難指示解除区域全域で営農再開や地元での維持管理ができる環境を再生します。
- ◆ 乾燥調製、加工、集出荷施設等の共同利用施設整備やほ場整備等の生産基盤強化により、効率的な農業に取り組める環境整備を推進するとともに、営農者の経営安定に資する取り組みを推進します。
- ◆ 畜産業の再生に不可欠である大規模畜産施設においては、酪農の再生のみならず、耕畜連携による資源循環型農業の実現に向け、除染により失われた地力を回復させるための生成された堆肥の活用や、乳製品の加工も推進します。

施策の展開

（１）農業の再開

- ア 農業の担い手の確保
- イ 営農再開の推進
- ウ 農業生産基盤の再生と強化
- エ 農業を再開できる環境の再生

関連する 主な個別計画

- 浪江町農業再生プログラム
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(2) 林業の再開・漁業の再開

◆町の豊かな海、山、川を再生し、漁業・林業の再開を推進します

現 状 と 課 題

- ◆ 水源のかん養や国土の保全、地球温暖化の防止など、森林の持つ多面的機能の増進を図るため、森林施業の重要性が高まっています。特に、生活圏と接している里山については、継続的な森林整備を実施する必要があるほか、空間放射線量が高く環境回復のための効果的な手法が確立されていないことや、林業就業者の高齢化や担い手の不足といったところも課題となっています。
- ◆ 県内の林業・木材産業の再生と新たな雇用創出を目的として棚塩産業団地に福島高度集成材製造センター（以下「FLAM」という。）を整備しました。令和7年開催の大阪・関西万博会場に設置された巨大木製リングの大屋根の一部に、浪江町内で加工された集成材が使用されるなど、本格的な生産体制が整備されており、今後は本町及び県全体の林業をけん引する施設となっていくことが求められます。
- ◆ 津波で被災した沿岸部においては、潮害・飛砂・風害の災害防止のため、県と連携して海岸防災林を整備しています。
- ◆ 水産業については、寒流と暖流が交わる豊かな漁場である請戸の海でとれた「請戸もの」は魚の身質が良く、全国の市場で高い評価を受けており、更なる魅力発信に取り組む必要があります。
- ◆ 町内全ての魚種で出荷制限が解除され、非破壊全量検査システムの導入による安全で安心な漁業を再開しました。令和7年度現在は試験操業から本格操業への移行期間となっていますが、出漁回数などの制限が継続しています。
- ◆ ALPS処理水の海洋放出にかかる風評被害の抑制とともに、漁業の復興に資する、販路拡大等の販売促進策の検討や、持続する漁業に向けた次世代の担い手確保も進めていく必要があります。
- ◆ 内水面漁業については、さけふ化・放流事業の再生に向け、請戸川さけ放流施設の整備を進めるとともに、町内の内水面漁業協同組合と連携しながら、遊漁再開に向けて河川の魚類のモニタリング調査や、さけ・アユ・ヤマメ等の稚魚放流を行っています。引き続き、内水面漁業再生に向けた河川環境・漁業環境の回復・保全に取り組みながら、継続的に種苗生産や稚魚放流に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）等が、福島長期環境動態研究を請戸川（高瀬川を含む）で実施しており、時間経過とともに河川敷空間線量率は低下の傾向にあります。

目指す姿と取組

- ◆ 国、県、町が一体となり、里山再生事業や県のふくしま森林再生事業の継続、加えてF L A Mと連携した森林施業により、森林・林業・木材産業の再生に向けた実証・取組を推進します。また、スマート林業の新しい技術の活用により、林業の省力化に取り組めます。
- ◆ 県と連携した海岸防災林の整備を引き続き推進し、潮害や風害、津波などの被害を防止・軽減する森林を形成します。
- ◆ 請戸漁港に市場など必要な施設の復旧が完了したので、今後は安全で高品質な「請戸もの」ブランドを町内外に情報発信する広報活動を進め、ブランドの認知度向上と魚価の向上を支援します。
- ◆ 内水面漁業については、泉田川漁業協同組合、室原川・高瀬川漁業協同組合等関係機関と連携し、放射性物質に関するモニタリング調査の継続、やな場・ふ化場の整備など、さけ漁・遊漁の再建を支援します。
- ◆ 浪江町における林業や漁業の持続性を確保していくため、業としての収益性向上を図っていくとともに、広報活動の推進や各種研修機会の提供等を進め、担い手の確保を進めていきます。

施策の展開

(2) 林業の再開・漁業の再開

ア 林業の再開

イ 漁業の再開

関連する 主な個別計画

- 浪江町森林整備計画

(3) 魅力ある地場産品づくりと販売力強化

◆地場産品の魅力の発信と販売力の強化に取り組めます

現 状 と 課 題

- ◆ 本町及び福島県では、生産段階（産地・生産者）、流通段階、消費段階において放射性物質の検査を行い、検査の結果について公表するとともに、安全性が確認された食品のみを出荷しており、風評被害払拭に向けた取組が着実に進んでいます。
- ◆ 近年の浪江地場産品の展開については、生産者や事業者、大学等との連携による商品の開発、町のポータルサイトやSNS、道の駅なみえにおける商品販売やイベント実施などを通じた情報発信を行っています。
- ◆ 国指定伝統的工芸品である大堀相馬焼については、町内で窯元の再開が少しずつ進み、地域おこし協力隊制度を利用した担い手の確保・育成に取り組んでいます。震災後の復興支援の一環として、浪江町の窯元と協力し、隈研吾氏による新たなデザインの器の開発が進められました。
- ◆ ふるさと納税制度を活用し、返礼品として地場産品の積極的なPRを行っています。令和6年度の年間寄付件数額は約 620 件となっており、今後ともさらなる町の魅力の発信強化が必要です。

目指す姿と取組

- ◆ 農産物、水産物、地酒、大堀相馬焼などの既存地場産品の他、新たな特産品として定着してきた花きやエゴマ商品などの安全性や品質の良さを様々な機会を捉え、積極的に情報発信するとともに、町内での農業体験ツアーや道の駅での陶芸体験・酒蔵見学など地場産品に触れる機会を創出することにより風評被害払拭を図ります。
- ◆ 福島県内はもとより、首都圏などのより広域的なPR展開を図るとともに、民間企業との連携やふるさと納税制度の活用、オンライン販売等の支援、地元利用の仕組みづくりにより、地場産品の販路拡大に努めます。
- ◆ また、地場産品を地域内で積極的に活用する取組を推進するとともに、大学等関係機関と連携して、特産品の開発支援や農林水産物の六次化（生産・加工・販売の一元化）支援などを積極的に行います。

施策の展開

（３）魅力ある地場産品づくりと
販売力強化

ア 町内産農林水産物の安全性の情報発信

イ 地場産品の付加価値向上と販路の拡大

(4) 鳥獣被害対策

◆イノシシ等からの鳥獣被害の対策に取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 町内全域でイノシシ、ニホンザル、カワウ等による鳥獣被害が発生しており、令和6年度の累計捕獲数はイノシシ 197 頭、アライグマ 12 頭、ハクビシン 5 頭となっており、イノシシについては令和3年度をピークに、近年は減少傾向にあります。
- ◆ 浪江町有害鳥獣捕獲隊による個体数調整や河川の竹林伐採等の生息環境管理を行い、人の生活圏と野生鳥獣の生活圏との住み分けによる被害抑制に取り組んでいます。
- ◆ 農地・住宅への鳥獣被害防止柵の設置等を支援してきましたが、依然として、防止柵設置後の管理不全等による被害の発生や、狩猟免許取得者の高齢化、捕獲隊人員の不足も発生しています。
- ◆ 避難地域等における安全・安心な住環境整備に向けて、平成28年度に避難12市町村鳥獣被害対策会議が発足し、国、県、避難12市町村による広域連携の対策が進められています。
- ◆ 一方で、全国的には山から降りてきて住宅地などの生活空間に出没するクマが増加しており、本町でも目撃通報が複数寄せられています。国においても鳥獣保護管理法を改正してクマ類を指定管理鳥獣に指定するなど駆除対策を強化しています。

目指す姿と取組

- ◆ 浪江町有害鳥獣捕獲隊による個体数調整、さらに河川の竹林や鳥獣の餌となる管理されない果樹の伐採を行い、人の生活圏でのイノシシ等鳥獣の出没を減らす取組を継続して推進します。
- ◆ 農地・住宅の鳥獣被害防止柵の設置を支援するとともに、防止柵設置後の維持・管理に関する技術提供も図ることにより、より効果的な被害の防止に取り組めます。
- ◆ 狩猟免許に関する情報発信等を支援し、有害鳥獣捕獲人材の確保・育成を推進します。
- ◆ 効率的な鳥獣被害対策の推進のため、避難 12 市町村鳥獣被害対策会議や F-R E I と連携し、情報の共有、モデル実証事業の推進などに取り組めます。

施策の展開

(4) 鳥獣被害対策

ア 農業被害防止対策の推進

イ 住宅被害防止対策の推進

ウ 生息環境管理の実施

関連する 主な個別計画

- 浪江町鳥獣被害防止計画

施策2 新たな産業と雇用の創出

(1) 商工業の振興

◆町内での事業再開・創業を支援し、町の商工業の振興に取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ スーパーマーケットの誘致、道の駅の整備、さらには飲食店やコンビニエンスストア、その他小売業や理美容店も増えてきており、令和7年3月時点で町内に240を超える事業者が再開・創業し、少しずつ町内の買い物環境等が向上しています。しかし、町民の日常生活に必要な専門店などの再開は不十分であり、更なる事業再開・創業支援が必要となっています。
- ◆ 浪江駅周辺については、令和3年3月に「浪江駅周辺整備計画」を策定し、浪江駅東側エリアを居住・交流・商業の各機能を一体的に配置する人が中心のコンパクトな新生活ゾーンと位置づけ、公設商業施設の整備を進めています。また、浪江駅西側地区においては、令和7年3月に「浪江駅西側地区整備計画」を策定し、町民や民間事業者等との公民連携により、新たな魅力や価値を創出する共創のまちづくりを進めています。
- ◆ 町では、国や県の補助事業に加え、水道光熱費、食材購入費等への独自の補助事業により、町内での事業再開・創業の支援を行うとともに、町内の経済活性化のため、プレミアム付商品券を発行してきましたが、今後は、より自立的な事業継続に向けた支援が必要となっています。
- ◆ また、駅周辺を中心とする中心市街地での商店街の再生に向け、商工会等関係機関との更なる連携を図る必要があります。
- ◆ 産業再生に重要な物流環境の回復については、これまで町内事業者が連携し、共同配送事業を行いながら、物流業者に対して路線便の回復を要請してきたことにより、一部が回復しましたが、本格的な環境回復に向け、引き続き取り組む必要があります。

目指す姿と取組

- ◆ 今後とも、事業再開・創業を促進するため、福島相双復興官民合同チーム、商工会等関係機関と情報交換を密に連携し、事業者に寄り添った相談体制の強化を図るとともに、様々な機会を捉え支援策等についての情報を発信します。
- ◆ また、事業再開・創業の際に活用できる国・県補助金等の支援の継続を求めるとともに、町内での事業継続ができるよう、事業者ニーズに対応した支援策や物流環境の改善についても引き続き取り組んでいきます。
- ◆ また、浪江駅周辺整備事業やF-R-E-Iの立地を活かし、町の商業活性化のために浪江駅周辺の中心市街地をはじめ町内での商業・事業の再開や創業支援について商工会等関係機関と検討を進め、商業機能回復による町の再生を図っていきます。

施策の展開

(1) 商工業の振興

ア 町内での事業再開・新規開業・継続経営への支援

(2) 企業誘致の推進

◆新たな産業の誘致を推進します

現 状 と 課 題

- ◆ 藤橋産業団地、北産業団地及び棚塩産業団地、南産業団地、棚塩R E 100 産業団地を整備し、多くの新たな企業が進出しています。また、さらなる企業の受入に向け、(仮称)川添産業団地や(仮称)室原産業団地、(仮称)請戸産業団地などの整備検討を進めています。
- ◆ 棚塩産業団地では、「福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」という。）」に基づくプロジェクトとして、世界最大級の水素製造能力を有する福島水素エネルギー研究フィールド（以下「F H 2 R」という。）や福島ロボットテストフィールド浪江滑走路（以下「福島R T F 浪江滑走路」という。）が運用されており、F H 2 Rでは事業者との連携による民間主体の水素サプライチェーンの実用化と産業集積の実現に向けた取組みが進められています。また、将来的なC L T（直交集成板）製造を視野にいたしたF L A Mを整備するなど、様々な先進施設や研究機関が集積する知と産業技術の先端拠点が形成されはじめています。
- ◆ 町内ではイノベ構想に基づくプロジェクトを核として、水素利活用拡大に向けた様々な実証やドローンのテスト飛行等先進的取組も実施されており、町内の経済・産業に好影響を与え、魅力的な雇用の場の形成に貢献しています。
- ◆ 今後とも、適切な産業用地の確保とイノベ構想やF－R E Iの立地、浪江国際研究学園都市構想に基づくプロジェクト関連産業の誘致とともに、地域経済への波及効果を促進するため、プロジェクト関連産業と地場産業との連携をより一層推進していく必要があります。

目指す姿と取組

- ◆ 町民の帰還や移住・定住の推進には、魅力ある仕事づくりが必要です。F H 2 Rや福島R T F浪江滑走路、F－R E I等が立地する魅力ある研究・実証環境の発信と国・県等の各種復興関連支援制度を活用し、積極的な企業誘致を継続し、雇用の場の確保と地域経済の再生に取り組みます。
- ◆ 事業者、大学等との連携による浜通り復興リビングラボ事業の展開やドローンの研究開発・テスト飛行、新たなモビリティサービス及び水素関連の実証、あわせて立地企業との連携によるカーボンニュートラルに向けた蓄電池関連産業の集積や低炭素素材・資材等の研究開発・実用化、実験・実証の可能性を拡大する規制緩和や特区化に向けた国・県への働きかけなどのイノベ構想の実現に向けた取組を推進します。
- ◆ F－R E Iと連携し、5つの研究分野(ロボット／農林水産業／エネルギー／放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用／原子力災害)に関する知見、研究成果の発信による、関連産業の誘致拡大及び地元企業との連携強化に取り組みます。また、町内における様々な課題解決に資するF－R E Iの最先端技術^{ひえき}の社会実装が図られるよう、受け皿となるフィールド等の環境整備を進めていきます。
- ◆ 町内で活動する企業や大学等が入居する産官学連携施設を整備し、イノベ構想関連企業や大学と町内事業者のマッチングを促進することで、新たな産業を継続的に生み出す環境サイクルを構築します。
- ◆ 企業誘致を強力に推進するため、新たな産業団地の整備をはじめ、町独自の企業立地・雇用創出支援により、産業団地以外の町内への企業誘致にも積極的に取り組みます。
- ◆ 関係団体が主催する企業立地セミナー等に参画・出展するほか、自主的な企業訪問を行い、本町への立地の優位性等をP Rしながら、地域産業に裨益する企業誘致を戦略的かつ積極的に推進します。

施策の展開

(2) 企業誘致の推進

ア 町内での企業や大学の研究活動・実証の推進

イ 企業誘致活動の強化

(3) 就労支援・人材育成

◆町内事業所の従業員の確保や、町内就労希望者への支援、将来の浪江町を担う人材の育成・確保に取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 新たな企業の進出による雇用の場を確保するため、産業団地を整備しています。
- ◆ 勤労者福祉センター内にハローワークの派出となる浪江町地域職業相談室を設置し、専門相談員が職業相談、職業紹介を行っています。また、地域おこし協力隊の制度を活用し、復興に関する取組の担い手の確保とともに、後継者不足に悩む大堀相馬焼の窯元へ隊員を派遣し、町の伝統や技術を受け継ぐ担い手の確保に取り組んでいますが、任期終了後の町への定着が課題となっています。
- ◆ さらに、関係機関（浪江町地域職業相談室、福島広域雇用促進支援協議会、ふくしま生活・就職応援センター等）と連携して就職相談会、企業説明会・面接会、技能習得支援などの実施や情報提供を行い、就労支援をしています。
- ◆ 今後とも積極的な企業誘致活動や事業者の再開・創業支援を行い、帰還町民や移住・定住者に向けて働く場を確保していくことが必要です。あわせて、高校生や若者、高齢者、障がい者、外国人など、あらゆる方々が働くことへの達成感を感じながら暮らすことができる環境づくりに取り組む必要があります。
- ◆ F-R E I の立地を受けて、F-R E I や大学などとの連携により、小中学生に科学の楽しさを知ってもらう体験教室や町民・商工会員向けのセミナーを開催しています。水素の利活用推進や福島イノベーション・コースト構想及びF-R E I における研究開発の成果を踏まえた産業振興・社会実装に向けて、その担い手となる人材の育成も求められます。

目指す姿と取組

- ◆ 浪江町地域職業相談室等関係機関と連携し、職業相談や求人検索・紹介等様々な就労支援の拡充を図るとともに、きめ細かな情報提供に取り組めます。
- ◆ 後継者の確保の課題に対して、地域おこし協力隊制度等を引き続き活用し、町の重要な産業の担い手の確保と育成に取り組めます。
- ◆ さらに、帰還・移住、年齢、性別を問わず、誰もが働く機会を得られるよう、積極的な企業誘致活動を行うとともに、事業再開・創業しやすい環境整備を行い、就労機会を創出します。高齢者には、生きがいづくりのため軽作業などの雇用の場を創出します。
- ◆ 誘致企業や事業者の人員確保のため、県と連携し地元高校生を招いた企業案内会や合同での企業就職説明会の開催、さらには関係機関による人材確保支援などを積極的に進めていきます。
- ◆ 産学官の連携や新規参入・事業拡大を目指す企業の人材育成支援、若者が先端技術にふれあう機会の提供により、将来の浪江町を担う人材を育成します。

施策の展開

(3) 就労支援・
人材育成

ア 就労支援の充実

イ 将来の浪江町を担う人材の育成・確保

(4) 観光・交流の推進

◆町の賑わいを創出する様々なイベントの開催や町の魅力、復興の様子等の情報発信に取り組み、関係交流人口の拡大を推進します

現 状 と 課 題

- ◆ 令和3年3月に復興のシンボルであり、町の魅力を発信する交流・情報発信拠点である道の駅なみえが産地直売所、キッズスペース（遊び場）、フードテラス、ベーカリー、陶芸体験も可能な地場産品販売施設（酒蔵等）を備えてグランドオープンしました。
- ◆ 道の駅なみえの交流広場では定期イベントを開催しています。さらに、町では多様なイベントの開催や県外各地物産展への出展を行っています。また、様々な機会を捉えてPR動画・パンフレットを活用するとともに、町を応援するアイドルや団体と連携して町の魅力を全国各地に発信しています。
- ◆ また、十日市や相馬野馬追など伝統行事や春・夏・秋まつりなど様々なイベントの開催により、町民が町内で交流する機会が増えてきています。さらに、町内の宿泊拠点として福島いこいの村なみえの再開や民間ホテルの創業など、町民や訪問者が町に滞在できる環境が整いました。福島いこいの村なみえ周辺は桜・つつじの名所としても知られる丈六公園や、高瀬野球場も整備され、レクリエーションにも適した場所となっています。
- ◆ 今後は、移住・定住に向けたきっかけにもなる、国内外からの交流人口や関係人口の拡大につなげるため、明確なビジョンのもと、民間事業者などと連携し、道の駅なみえを軸に、震災遺構浪江町立請戸小学校等アーカイブ施設、福島県復興祈念公園、先端的なイノベ構想関連施設、観光資源等を活用して、町に訪れたくなる、町ならではの体験を味わえる仕組や体制づくりが必要です。

目指す姿と取組

- ◆ 地域づくりを住民、事業者、県や周辺自治体と一体となって推進するための観光振興のあり方や取組をまとめたビジョンの策定等を検討します。
- ◆ 道の駅なみえは交流・情報発信拠点として機能を発揮するほか、いつでもふるさとに気軽に立ち寄れる町民の交流の場として、さらには、イノベ構想や先端技術による水素社会の実現への取組等を体感できる展示を活用して、視察・教育の場とします。
- ◆ また、道の駅なみえを軸に、被災経験を伝える東日本大震災・原子力災害伝承館・震災遺構浪江町立請戸小学校・丈六公園・福島県復興祈念公園、先進的な取組のイノベ構想関連施設、さけやな場をはじめ、今後再開を目指す高瀬川渓谷、海水浴場などの観光・交流資源を有機的に結びつけ魅力を発信します。
- ◆ F H 2 R を核とした「なみえ水素タウン構想」に基づく、水素社会実現に向けた先進的な取組みを体感できる展示紹介施設等の検討やホープツーリズムなど周辺自治体や関係団体との連携を深め被災地域を学びの場とする広域観光周遊ツアー等を民間企業と連携しながら造成するとともに、社員研修や修学旅行での来訪等へのニーズや観光商品としての販路についても調査・検討し、周遊観光の強化を図ります。
- ◆ さらに、多様なイベントの開催や伝統行事等の再生と魅力向上、農業や陶芸など体験型観光の充実、学生や町外の方々との交流を推進するとともに、町の魅力をPRする動画・パンフレット等コンテンツの充実や行政・団体・町民の協働による観光人材の確保・育成と観光組織体制の構築を検討します。加えて町のイメージアップキャラクターを活用するとともに、町の復興を支援するアイドルや団体等と連携し、様々な機会を捉えて全国各地へ町の魅力を広める活動を進め、関係・交流人口の拡大を図ります。
- ◆ また、外国語併記の案内板設置や外国語の観光パンフレットの配布等、受入体制の整備を推進します。

施策の展開

(4) 観光・交流の推進

ア 観光振興のあり方の検討

イ 観光・交流イベントの充実

ウ 周遊観光の推進及び誘致宣伝の強化

エ 広域連携による観光・交流の推進

第2章

未来を担う人づくり

復興の基本方針Ⅱ 未来を担う人づくり

施策1 子育て環境・学校教育の充実

- (1) 子育て環境の充実
子育て環境の充実により、子育てしやすいまちづくりに取り組みます。
- (2) 学校教育の充実
学校教育の充実により、未来を担う人材の育成に取り組みます。

施策2 生涯学習環境の充実

- (1) 生涯学習環境の充実
生涯学習に取り組める環境の充実により、町民の健康づくりと生きがいづくりを推進します。
- (2) 文化財保護・伝統芸能の継承
文化財保護・伝統芸能の継承支援により、町の豊かな文化の継承に取り組みます。

施策3 震災の記憶の伝承

- (1) 震災の記憶の伝承
震災の記憶の伝承に取り組みます。

施策1 子育て環境・学校教育の充実

(1) 子育て環境の充実

◆子育て環境の充実により、子育てしやすいまちづくりに取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 令和6年度に「浪江町こども計画」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかにのびのびと育っていくために、すべての子どもと子育ての段階に応じた支援の総合的な取組を推進しています。
- ◆ 子育て世代が安心して子育てするためには、妊娠期から出産期、新生児期からの子どもたちの成長過程に応じて、子育て環境への不安の解消や経済的負担の軽減などの支援体制が必要です。また、令和6年3月に実施した「子育てに関するニーズ調査」では、「子育て支援で期待すること」として「小児医療体制の整備」、「地域の保育サービスの充実」、「子どもが安心して遊べる施設の充実」が多く回答されており、こうした子育てニーズに対応していくことが求められています。
- ◆ さらに、子どもたちの健全な精神や心の豊かさを育んでいくためには、子どもたちが様々な体験ができる機会、様々な世代との交流ができる機会が必要であるとともに、心身の健康に関することや学校生活、家庭のことでの悩みについて相談しやすい環境の整備が重要です。
- ◆ また、F-R-E-Iをはじめとした多様な主体の活動に伴い居住する国内外のすべての人(障がい者、外国人、高校生など)にとって暮らしやすい環境を整備していくことが求められます。
- ◆ そのため、就園前の子どもたちと保護者の支援については、町内に開園した浪江にじいろこども園での一時預かりや子育てサロン等の交流会を実施しています。また、令和4年6月には乳幼児から小学生まで遊べる、ふれあいげんきパークを整備し、子育て相談やイベントを開催しています。
- ◆ 浪江にじいろこども園の受入定員は90人と設定していますが、一部の年齢では年々受入定員にひっ迫しています。今後も入園希望者の増加が予想されるため、園舎・園庭の増築を進めています。

目指す姿と取組

- ◆ 子育て世代への支援として、浪江町こども家庭センターを教育総務課内に設置し、令和6年度に運営を開始しました。今後は、当センター及び新たな子育て支援拠点を中心に、広く子育て情報等を発信しながら保健、医療、教育など町内外の関係機関と連携し、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもへの切れ目のない一貫した相談支援等を行います。
- ◆ また、妊娠や出産に関する正しい知識の普及や保育を必要とするすべての家庭が利用できる多様な保育サービスの充実と質の向上、家庭生活と職業生活の両立支援、子ども医療費助成等経済的支援により、安心して産み育てる環境づくりを継続します。
- ◆ ふれあいげんきパークなどでの様々な世代との交流や地域との関わり、相談その他の援助を通して、子どもとふるさととの絆の形成や心身の成長を支援するとともに、各家庭や行政はもちろん、地域全体で連携して子どもや若者、子育て家庭、困難や課題を有する方を見守り、支援します。
- ◆ また、避難先自治体でも安心して子育てに関するサービスが受けられるよう、国・県とともに避難先自治体へ協力を働きかけます。
- ◆ 引き続きこども園の機能強化に取り組むとともに、あわせて子育てしやすい環境づくりの充実のため更なる施設整備に取り組みます。
- ◆ 子どもが家や学校以外で安心して過ごすことのできる居場所として、子どもたちが共に過ごし、地域の人と交流等ができる場の開設に、民間と連携して取り組みます。

施策の展開

(1) 子育て環境の充実

ア 産み育てる環境の支援

イ 子どもと家族の健康支援

ウ 保育・子育て環境の充実

エ 経済的支援の継続

関連する 主な個別計画

● 浪江町こども計画

（2）学校教育の充実

◆学校教育の充実により、未来を担う人材の育成に取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ なみえ創成小・中学校が町内で開校し、町内の子どもの数は増加傾向にあります。少人数校の特徴を活かし一人ひとりに寄り添いながら、大堀相馬焼等の体験教室や大学の支援による被災経験を活かした防災教育、外部講師による哲学対話など町ならではの特色のあるカリキュラムに取り組んでいます。
- ◆ F-R-E-Iの立地や令和6年3月に策定した「浪江国際研究学園都市構想」を踏まえ、新しい産業の創出と、それを支える研究者や国際的な人材が育成の視点を取り入れた特色ある教育環境づくりが求められています。
- ◆ 町内に立地する福島県立浪江高等学校及び津島校は休校状態にあり、地域内における高等学校の再開等について引き続き県に求めていく必要があります。
- ◆ 転入した子どもたちはもとより、帰還した子どもたちも町をよく知らないため、これまで先人たちが積み上げてきた町の歴史や伝統文化等を学ぶ機会をつくり、ふるさとを身近に感じられるとともに、次世代へ引き継がれる取組が必要となっています。加えて、町の未来を託す子どもたちの教育環境づくりには先進的な取組が必要です。
- ◆ 校舎内外・通学路の環境放射線モニタリング、スクールバスによる通学支援、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等を実施するとともに、町外においても就学援助費、遠距離通学費助成の支給条件緩和を実施しています。今後とも、子どもたちが安心して学べる環境づくりに取り組む必要があります。

目指す姿と取組

- ◆ 子どもたちが町に住んでよかった、学んでよかったと思える取組として、学校において保存団体等との連携・サポートのもと、ふるさとを学ぶ機会や復興事業（伝統行事等）への参加機会等を充実し、町の歴史や伝統文化を次世代につなぐ活動を続けます。
- ◆ 今後は町の歴史や伝統文化、防災教育等様々な体験や学びの場の提供など、学校教育だけでなく、地域ぐるみ、町ぐるみで学びの創出を行います。さらに、ALT（外国語指導助手）と連携した英語学習やタブレット端末を利用したICT教育やF-R-E-Iと連携した国内外に誇れる研究開発に触れる機会づくりなど、先進的な教育環境の充実に取り組みます。
- ◆ 子どもたち一人ひとりに寄り添った手厚い教育に取り組んでいますが、児童生徒数は徐々に増加傾向にあるため、維持管理の負担など総合的に検証し、必要な小中学校の施設整備等の検討を進めます。
- ◆ 浪江町を含む双葉郡内における高等学校の再開や、F-R-E-Iの立地を踏まえ、多様な教育機関を誘導するため、双葉郡内の各町村と連携し、関係機関への働きかけを継続的に行っていきます。
- ◆ 経済的支援では、町内外を問わずこれまでの就学援助など各種助成制度の内容を見直しながら支援を継続します。
- ◆ 学校活動に地域ボランティアの方などの協力を得る等、協働の観点を取り入れ、地域と学校の関係構築を推進します。

施策の展開

（２）学校教育の充実

ア 学習環境の充実

イ 安心して学習できる環境整備

ウ 経済的支援の継続

施策2 生涯学習環境の充実

(1) 生涯学習環境の充実

◆生涯学習に取り組める環境の充実により、町民の健康づくりと生きがいづくりを推進します

現 状 と 課 題

- ◆ 町内では、交流サロンやスポーツを通じた心身の健康づくりと生きがいづくりに取り組んでいます。町外の交流館や復興公営住宅等では、趣味の同好会等の交流を図りながらコミュニティ形成を図ってきました。
- ◆ 震災前に開催されていたグラウンドゴルフ、ゴルフ、バレーボール、野球等の大会が再開し、多くの町民が参加しています。スポーツ振興の拠点である浪江町地域スポーツセンターやふれあいセンターなみえにおいては、各種サークル活動等を通じた健康づくりを町民主体で実施しています。さらに、防災機能を備えた広場、復興海浜緑地ではパークゴルフ場の整備を進めています。
- ◆ 芸術文化の振興と発展を図ることを目的として、浪江町芸術文化団体連絡協議会が主体となり、芸能祭などで日頃の活動成果の披露を行っていますが、震災による長期避難の影響等で震災前と比較して活動団体数が減少している状況です。
- ◆ 今後はF-R-E-Iをはじめとした、多様な主体の活動に伴い居住する国内外のすべての人が生涯学習に進んで参加できるような環境づくりが求められています。

目指す姿と取組

- ◆ 整備・復旧した運動施設の活用を図り、町民の健康づくりと生きがいづくりを推進します。
- ◆ また、震災前に町内で実施していた各種競技大会など町民が一体となり楽しく参加できるスポーツ・イベントの再開・創出に努めるとともに、芸能祭など各種活動への支援を通して町民の生きがいづくりを推進します。
- ◆ 「浪江国際研究学園都市構想」に掲げる「多様な主体が共生する持続可能なまちづくり」の理念を踏まえ、町民同士が国籍等に関わらず交流・相互理解を深められるよう支援し、団体の育成を支援します。

施策の展開

(1) 生涯学習環境の充実

ア スポーツによる体力の向上や健康づくりの推進

イ 生涯学習を通じた生きがいづくりの推進

（2）文化財保護・伝統芸能の継承

◆文化財保護・伝統芸能の継承支援により、町の豊かな文化の継承に取り組めます

現 状 と 課 題

- ◆ 指定文化財については、震災による影響等により修復・保全が必要なものについて、県や民間団体の助成制度を活用し随時修復・保全を進めています。
- ◆ また、これまでふれあいセンターなみえ等に保存していた、遺跡からの出土品、民具、寄託を受けた物品・資料等について、新たに整備された文化財収蔵庫への移管とともに、今後の利活用に向けた検討を進めていく必要があります。
- ◆ 伝統芸能については、町内各地区の保存会による田植踊や獅子神楽等の継承活動が町内で行われるようになってきたところです。
- ◆ 町では、活動費の助成、用具類の保管、披露の場づくり等の支援のほか、活動中断後でも将来復活が可能となるよう、記録映像等の作成支援に取り組んでいます。今後も町の歴史と文化の継承を図るため、町内各地区の保存会の状況に応じた支援の継続とともに、新たな担い手の確保・育成にも取り組んでいく必要があります。

目指す姿と取組

- ◆ 町の豊かな歴史と文化を後世に引き継ぐため、指定文化財を中心に修復・保全を継続するほか、町内で進む復興関連事業・住宅再建等開発事業と遺跡（埋蔵文化財）の保護の両立を図りながら、発掘調査成果を還元するための現地説明会や遺物等の展示に取り組みます。
- ◆ 伝統芸能については、保存団体が継続できるよう、芸術文化団体連携協議会と保存団体との対話や移住者や関係人口などの保存団体とのマッチングを支援するとともに、活動費用の助成、伝承用記録映像作成の支援、披露機会の確保等を継続して実施します。また、教育総務課学校教育係との連携により、児童・生徒に向けた伝統文化教育を実施します。
- ◆ あわせて、歴史や文化の継承の基となる文化財の活用に向けて、収蔵環境の整備とともに今後も寄託される物品・資料の受入・整理、文化財の展示などの検討に取り組みます。

施策の展開

（２）文化財保護・伝統芸能の継承

ア 文化財の保護

イ 伝統芸能の継承

施策3 震災の記憶の伝承

(1) 震災の記憶の伝承

◆震災の記憶の伝承に取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 震災により、多くの生命と財産を奪われた本町において、地震・津波・原発事故による災害の記憶と教訓を風化させることなく伝承し、後世の人々の防災・減災の意識向上につなげることが重要です。
- ◆ 犠牲者に対し哀悼の意を表するとともに、過酷な被災経験を二度と繰り返させないため、平成24年から毎年3月に浪江町東日本大震災追悼式を執り行ってきました。
- ◆ 災害の脅威や教訓を伝える場として震災遺構浪江町立請戸小学校を令和3年10月から一般公開しているほか、先人を敬う鎮魂の場と被災の記憶を継承する場として、令和4年3月に請戸地区共同墓地跡に先人の丘を整備しました。震災遺構浪江町立請戸小学校は劣化が進んでおり、時間経過も含めた姿を保ちつつ、来場者の安全確保を図っていくことが求められています。
- ◆ 震災の慰霊碑として建立した大平山霊園は、被災した請戸地区全域と福島第一原子力発電所を望む、震災の爪痕を伝える最も象徴的な場所であることから、震災の記憶と教訓の学びの場として活用しています。
- ◆ あわせて、町内にあった各小中学校の校歌を記録(CD化)するとともに、解体前の校舎内部をVR(仮想現実)システムを活用したデジタルデータで保存しました。このほか避難の記録や復興の歩みをまとめた震災記録誌を作成しました。
- ◆ 今後は、東日本大震災・原子力災害伝承館(双葉町)や福島県復興祈念公園等アーカイブ施設を有する県や周辺自治体との広域連携により一層効果的な震災伝承・防災教育・情報発信を行うことが求められています。

目指す姿と取組

- ◆ 震災の教訓・記憶を後世の人々に伝承するため、数ある震災遺構の中で、地震・津波に加え原発事故の脅威を伝えることができる数少ない場所である震災遺構浪江町立請戸小学校について、適切な点検・修繕を図りながら、伝承活動、防災教育等の取組を進めます。
- ◆ 令和2年9月に東日本大震災・原子力災害伝承館が開館し、さらに福島県復興祈念公園等世代を超えて震災を伝承する施設などの整備が進みます。周辺自治体との広域連携と合わせて、町民の語り部の育成・活用により、効果的な震災伝承と防災教育等を図るとともに、町の復興状況について国内外への情報発信に取り組みます。

施策の展開

(1) 震災の記憶の伝承

ア 震災の記憶を保存する取組の推進

イ 震災の記憶を伝承する取組の推進

第3章

帰還困難区域の再生と 住みよい環境づくり

復興の基本方針 III. 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

施策1 帰還困難区域の再生

(1) 帰還困難区域の再生

特定復興再生拠点区域の整備を進めるとともに、全域避難指示解除に向けた取組を行います。

施策2 社会基盤の維持・整備

(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

浪江駅周辺を核とした復興を加速化させる中心市街地機能の整備に取り組みます。

(2) 上下水道の整備

町民が安全で安定した水を使えるように取り組みます。

(3) 交通網の充実

町内の道路整備や公共交通の充実により、便利で機能的なまちづくりに取り組みます。

施策3 防災・安全の強化

(1) 防災・安全の強化

震災の教訓を生かした防災・安全のまちづくりに取り組みます。

(2) 防犯・防火・交通安全の強化

犯罪や火災、交通事故の少ない、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

施策4 ゼロカーボンシティの推進

(1) ゼロカーボンシティの推進

ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーの地産地消や水素の利用等を推進します。

施策1 帰還困難区域の再生

(1) 帰還困難区域・特定復興再生拠点区域の再生

◆特定復興再生拠点区域の整備を進めるとともに、全域避難指示解除に向けた取組を行います

現 状 と 課 題

- ◆ 平成29年に避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示が解除され、その後、令和5年に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されています。さらに、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けて、令和6年に特定帰還居住区域復興再生計画が国に認定されました。
- ◆ 2020年代をかけて、帰還意向のある住民全員が帰還することができる環境整備を目標とした除染やインフラ復旧等の事業を進めていくとともに、「浪江国際研究学園都市構想」において位置づけられた、地方ならではの自然を感じる生活環境を活かした郊外型のライフスタイルの場「郊外拠点」の形成に向け、環境の整備や土地利用の促進が求められます。
- ◆ 特定帰還居住区域に指定されていない帰還困難区域についても早期に除染・避難指示解除に向けた方向性を示していくとともに、立入条件の緩和等について検討していく必要があります。
- ◆ 町の帰還困難区域の約9割を占める山林について、早急に森林の管理方針を示すよう国に求めています。

目指す姿と取組

- ◆ 政府は、令和元年12月に閣議決定した、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の中で、『帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任をもって取り組む」との決意の下、対応を検討する必要がある。』と決めました。また、令和7年6月の同基本方針の変更においても復興・再生に向けて『第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。』とされています。この政府方針の実現を強く求め町として、一日も早い町全域の避難指示解除を目指します。
- ◆ 特定帰還居住区域については、帰還意向のある住民全員が帰還することができるよう除染やインフラ復旧等の事業を進め、2020年代の避難指示解除を目指します。
- ◆ 帰還困難区域への立入制限の緩和については、防犯上の観点等に留意しながら、地域住民の意向を確認し、検討していきます。特定復興再生拠点区域の避難指示解除と拠点施設整備を活かし、「浪江国際研究学園都市構想」における「郊外拠点」の形成に向け、生業の再開、新規創業等による人の交流・活動の活発化を推進します。

施策の展開

(1) 帰還困難区域の再生

ア 全域避難指示解除に向けた取組

イ 帰還困難区域の立入支援

ウ 特定復興再生拠点区域の再生・整備

関連する 主な個別計画

- 浪江町帰還困難区域復興再生計画
- 浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画
- 浪江町特定帰還居住区域復興再生計画

施策2 社会基盤の維持・整備

(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

◆浪江駅周辺を核とした復興を加速化させる中心市街地機能の整備に取り組めます

現 状 と 課 題

- ◆ 中心市街地においては、長期間管理不能であったことにより荒廃が進んだ住宅、事務所、店舗などの解体が進み、空洞化が著しい状況にあります。中心市街地を再生させるには、商圈の喪失、働き手不足、物流の回復、再建資金の調達など課題が山積しています。
- ◆ 町外から多くの来訪者を誘導するため、J R 浪江駅周辺を「町の顔」として早期に整備する必要があります。中心市街地の再生については、平成 28 年度に町民参加型で「浪江町中心市街地再生計画」を策定しました。「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念として、「安全・安心のまちづくり」「暮らしやすいまちづくり」「集う・にぎわう・つながるまちづくり」「浪江らしさがあるまちづくり」を中心市街地再生の目標に掲げ、町民、事業者、商工会、J R 東日本等関係機関と連携し、回遊性のあるまちづくりを進めていく必要があります。
- ◆ その具体化として、平成 29 年度に作成した「浪江町中心市街地再生計画実施計画」に基づき、駅周辺を核とした中心市街地の再生に向けて、駅周辺の地権者の意向把握、町内外の企業への進出等のアンケート調査を実施し、令和 2 年度に、国の一団地の復興再生拠点整備制度を活用した新たな市街地整備のための土地利用計画等の作成を行いました。
- ◆ また、浪江駅周辺の再生に係る各種計画（浪江駅周辺エリアのまちづくりビジョン、浪江駅周辺整備計画、浪江駅周辺グランドデザイン基本計画、浪江駅西側地区整備計画）の策定や、F-R-E-I 整備の推進、浪江国際研究学園都市構想によるタウンセンターの形成など、浪江町中心市街地の再生に向けた取組が動きだしています。

目指す姿と取組

- ◆ 町の復興を加速化させるため、まちづくりの核となる「浪江町中心市街地再生計画」を実現する必要があります。そのため、生活に必要な機能の中心市街地への集約や遊休施設、空き地等地域資源の活用等により、浪江駅周辺を中心とした区域に、駅東西自由通路、店舗、オフィス、住宅等様々な機能の集積や道路整備を進め、誰もが住みやすい快適な暮らし、商業機能の活性化、にぎわいの回復等につながる中心市街地整備を進めます。
- ◆ さらに、商工会や各種団体等との連携強化を図り役割分担を明確にし、失われた商業の再生を進めるとともに、道の駅なみえ、浪江町地域スポーツセンター、ふれあいセンターなみえとの連携や、持続可能なまちづくりを進めるために民間事業者や町民の積極的なまちづくりへの参画を促す共創の仕組みを構築し、「浪江駅西側地区整備計画」によるF-R-E-I施設などと連携した中心市街地再生の取組を展開します。

施策の展開

(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

ア 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

関連する 主な個別計画

- 浪江町中心市街地再生計画
- 浪江町中心市街地再生計画実施計画
- 浪江駅周辺エリアのまちづくりビジョン
- 浪江国際研究学園都市構想
- 浪江駅西側地区整備計画

(2) 上下水道の整備

◆町民が安全、安心な水を、安定して使えるように取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 上水道については、帰還困難区域等の未復旧があるものの、解除区域では通水可能となっています。しかし、利用人口が少ないため、使用料収入で施設や管路の更新、維持管理費を賄うことが困難であり、減収分の損害賠償がないと運営できない等、経営環境は大変厳しい状況が続いています。今後は、水道施設の老朽化対策、耐震化への対応を含めて、施設の更新を計画的に実施していく必要があるとともに、将来の利用人口に対応した持続可能な事業経営が必要です。
- ◆ 町内3か所の全取水場で24時間のモニタリングを行い、放射性物質濃度測定結果を町のホームページ（以下「HP」という。）や広報紙等により情報発信しています。
- ◆ また、PFAS（有機フッ素化合物）の規制が世界的に厳格化されてきており、測定基準への追加など安全性を確保するための対応が求められています。本町では、令和6年度より水質検査における調査項目に、PFASのうち難分解性・高蓄積性、長距離移動性という性質があり、国際条約で製造・輸入糖が制限されているPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）を追加しています。
- ◆ 下水道については、一部地域の避難指示解除に合わせて施設を復旧しました。しかし、利用人口が少ない状況のため、使用料収入で施設の維持管理費を賄うことが困難であり、減収分の損害賠償がないと運営ができない等、経営環境が大変厳しい状況が続いています。これまで、高瀬地区の農業集落排水区域の統合等を行ってきましたが、持続可能な経営のためには、将来人口に対応した処理槽の復旧、今後、耐用年数を迎える施設や管路の更新等について、効率的な実施が必要です。
- ◆ 合併処理浄化槽については、整備費用を設置者に補助することにより普及促進に努めています。
- ◆ 令和5年に避難指示が解除された特定復興再生拠点区域や2020年代をかけて避難指示解除を目指す特定帰還居住区域のほとんどは、上水道の供給エリア外のため、住民の帰還希望に応じ、町が井戸の掘削を行って生活用水の確保を支援しています。

目指す姿と取組

- ◆ 上水道については、帰還困難区域の解除時期に合わせて、管路の復旧を実施します。小野田水系の施設更新を行いました。老朽化が進んでいるその他施設の更新、管路の耐震化等の費用が多額となることから、計画的な整備により費用節減に努めます。
- ◆ 将来の利用人口に対応した持続可能な事業経営に向けて施設統合等を進めるとともに、国の補助事業等の活用により財源を確保し、整備の合理化など、水道経営の健全化に努めます。さらに、原発事故に伴う水道料金の減収分については、適切な賠償が受けられるように東京電力に求めています。
- ◆ 町民の放射性物質に対する不安の解消のため、引き続きモニタリング及び測定、広報紙等による情報発信を行います。
- ◆ P F A S の測定基準の追加、情報発信により、安全確保に努めます。
- ◆ 下水道については、利用人口の状況等を踏まえ、現状に合った施設整備の復旧等、効果的な整備を実施します。さらに、原発事故に伴う下水道使用料の減収分については、適切な賠償が受けられるように東京電力に求めています。
- ◆ 合併処理浄化槽については、整備費用の補助により、公共衛生の増進を進めます。
- ◆ 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の上水道の供給エリア外に帰還を希望する住民の生活用水を確保するため、町による井戸の掘削の支援を継続します。

施策の展開

(2) 上下水道の整備

ア 上水道の整備

イ 下水道の整備

(3) 交通網の充実

◆町内の道路整備や公共交通の充実により、便利で機能的なまちづくりに取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 主要な国道、県道及び町道の災害復旧工事は、令和元年度までに完了しました。常磐自動車道は平成28年3月に全線開通し、帰還困難区域の主要な国道、県道及び町道についても特別通過交通制度により自動車の通行がおおむね可能となっています。JR常磐線も令和2年3月に全線開通し、あわせて浪江駅を経由し東京・仙台間を直通で結ぶ特急列車の運行再開により交通の利便性が向上しました。
- ◆ 中心市街地再生や産業団地、住宅団地等まちづくりに合わせた道路の整備は今後の課題となっています。町道については、随時、改良・補修工事を行いながら、整備・管理を効率的・効果的に進め、利便性の向上に繋げていく必要があります。
- ◆ 橋梁については、「長寿命化修繕計画」に基づく安全性・耐久性診断等点検調査の結果、損傷等が確認されたものが多数存在していますが、定期点検調査に多額の費用が必要であると同時に、維持・修繕についても多額の補修設計費・工事費が必要となり、財政圧迫の要因となっています。
- ◆ 町民の帰還促進を図るため国の財源により町民を対象としたデマンドタクシーを町内で運行していますが、将来的には、高齢者等交通弱者のニーズに対応して民間事業者の活用や先端技術を導入した新たな移動手段の検討など地域公共交通の充実に向けて取り組む必要があります。
- ◆ 今後のF-R-E-Iの立地などに伴う交通環境の充実や、震災遺構浪江町立請戸小学校や福島県復興祈念公園などへの視察・観光需要の高まりに対応するため、空港や都市圏、浜通り地域外とのアクセス性の向上が求められます。

目指す姿と取組

- ◆ 町内の交通環境の回復と機能向上、広域避難路の確保等を図るため、常磐自動車道の複線化や主要幹線道路（国道・県道）の復旧・改良工事の早期実現に向けた要望を継続的に実施します。また、復興の核となる中心市街地やF-R E I、産業団地等の機能を向上させるため、交通利便性と安全性を確保するアクセス道路の整備に取り組みます。
- ◆ 町道については、パトロールを定期的実施するなど道路管理を強化し、損傷の防止や軽減に努めます。損傷箇所については早急に補修を行うとともに、損傷の激しい路線の道路、側溝等の整備を計画的に進めます。
- ◆ 橋梁については、損傷の度合いや健全性の観点から緊急性の高い橋梁を中心に、橋の長さ、設置場所、建設年次などの影響を考慮して優先順位を定め、適切に補修修繕を行います。
- ◆ 現状及び中長期的な各種施設立地、開発動向や避難指示解除状況等を踏まえた、町内交通網の基盤としての道路ネットワークのあり方について検討します。
- ◆ 町内の人口が着実に増えており、今後はF-R E Iの立地に伴いさらに居住者が増え、人の往来も一層活発になります。視察・観光需要の高まりといった社会情勢も踏まえつつ、今後の公共交通のあり方について検討していきます。
- ◆ 町内外の移動手段の確保については、町独自の公共交通としてデマンドタクシー運行を継続しつつ、代替サービスや有償化への見直しなども検討していきます。また、観光利用や高齢者等の交通弱者に配慮した持続可能な地域公共交通の充実に向けて取り組みます。
- ◆ J R常磐線の便数増や東京方面からの時間短縮に向けて、関係機関への要望を継続します。

施策の展開

(3) 交通網の充実

ア 交通網の整備

イ 公共交通の充実

関連する 主な個別計画

- 浪江町橋梁長寿命化修繕計画

施策3 防災・安全の強化

(1) 防災・安全の強化

◆震災の教訓を生かした防災・安全のまちづくりに取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 災害に強いまちづくりを実現するため、「浪江町地域防災計画」の随時見直しを行っています。また、令和3年3月に「浪江町国土強靱化地域計画」を策定しました。
- ◆ 防災施設については、室原地区に防災備蓄倉庫や避難所等を備えた防災拠点施設として浪江町防災交流センターが、避難所としても活用できる交流スペースと消防車庫の機能を備えた防災コミュニティセンターが、浪江（川添）、大堀、幾世橋、苅野の各地区に整備されました。
- ◆ ハザードマップについては、災害危険箇所、避難場所、災害対応等の状況変化に合わせて適宜見直しを行うとともに、県と連携して原子力災害等被災の教訓を生かした防災訓練・教育を実施するなど、町民の防災意識の啓発に努めていますが、震災後生まれた子どもや移住者に対して、震災の記憶・経験の継承や災害時の避難方法などの周知、防災訓練への参加促進や、町内企業等と連携した災害時対応の継続性確保なども求められています。
- ◆ また、安全・安心なまちづくりのため、町民の帰還状況等に合わせた消防団の再編や、各地区における自主防災組織化をはじめ、官民協働による自主防災組織等の体制強化を図ることが求められています。
- ◆ 町内居住者が増加してきた中、災害時の連絡体制の再構築に向けて、個人情報保護への配慮や、行政区のあり方について検討していく必要があります。
- ◆ 防災行政無線網は、震災による被害の復旧が完了し、令和元年度には完全デジタル化を完了しており、戸別受信機を町内居住者及び事業所等に貸与配付しています。また、昨今の大規模自然災害の頻発をふまえて、Jアラートの配信システムが更改され、より細分化された地域情報の発信が可能となっています。
- ◆ 東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉については、ロードマップに基づき、廃炉に向けた作業が進められています。町は東京電力より、廃炉作業の進捗状況等の定期報告を受け通報基準に基づく連絡体制を構築することにより、安全の確認を行っています。

目指す姿と取組

- ◆ 「浪江町地域防災計画」及び「浪江町国土強靱化地域計画」に基づき、地震、津波、大雨等あらゆる災害に強いまちづくりを継続して進めます。東日本大震災からの復旧・復興により整備された都市基盤を生かしながら、今後も日本海溝・千島海溝沿いや北海道・三陸沖における地震や津波などの災害発生を常に想定し、発生した場合の被害の最小化及びその迅速な回復に向けた対策を進めます。
- ◆ 現状に即したハザードマップの見直しや、整備された浪江町防災交流センターや防災コミュニティセンターを核とした避難体制の強化を図っていきます。
- ◆ 河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、二級河川の早期の抜本的改修と維持管理の強化について、管理者である県に要望を実施します。
- ◆ 災害に備えて町民参加の防災訓練・教育を継続して実施し、防災意識の啓発と防災拠点等の周知を図るとともに、災害対応を検証改善し、災害時の円滑な避難に結び付けます。
- ◆ 消防団の再編の検討や官民協働による自主防災組織等の育成を行い、地域の防災力の向上を図ります。あわせて、常備消防と消防団の連携により防災体制の強化を図ります。
- ◆ 震災後の居住人口回復を踏まえ、個人情報保護に留意した名簿作成や連絡網の整備・管理方法の検討にかかる支援や、企業と連携した災害時対応における体制構築と定期的な確認業務について検討していきます。
- ◆ 災害情報を正確かつ迅速に提供できるよう、多様な広報システムの整備と伝達訓練を推進します。防災行政無線については、戸別受信機も含め適切な設備の運用及び維持管理に努めます。また、新型Jアラート受信機の導入により、災害情報伝達体制を充実します。
- ◆ また、蓄電池や電気自動車による給電など再生可能エネルギーを活用した災害対応が行える体制の構築をさらに進めます。
- ◆ 廃炉については、東京電力からの廃炉作業の進捗状況等の定期報告や通報基準に基づく連絡体制を維持し、県及び周辺町村と共に安全確認に引き続き取り組みます。

施策の展開

(1) 防災・安全の強化

ア 防災対策の推進

イ 防災情報を迅速に伝える体制の整備

ウ 自主防災組織の設置促進と活動支援

関連する 主な個別計画

- 浪江町地域防災計画

(2) 防犯・防火・交通安全の強化

◆犯罪や火災、交通事故の少ない、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 浪江町防犯見守り隊を組織し、町民による町の防犯パトロールや警備会社による町内全域パトロールを24時間体制で実施しています。また、消防団による防火パトロールを実施しており、地域の安全の確保や防災の核となる消防団組織の維持に取り組んでいます。
- ◆ 町内の人口が震災前と比べ少ないことから、防犯面での不安を払拭するため、防犯カメラを町内全域に設置し防犯対策を講じるとともに、警察署、消防署等関係機関との連携により、町内の安全・安心の確保に取り組んでいます。
- ◆ 消防団については、消火活動や災害対応のみならず、地域の防犯にも大きく寄与していますが、多くの団員が町外に居住し、町内居住人口が少ない中で、町内で活動できる団員を確保することが非常に困難な状況になっています。また、防災・安全確保の取組を進めていくための、行政区のあり方についても検討が求められています。
- ◆ 消防施設については、消防力の低下を招かないよう、消防ポンプ車や消防団施設の改修・整備を順次進めています。
- ◆ 交通安全対策については、警察署と連携した交通事故防止路上啓発活動や劣化した町道等の側溝、カーブミラーの補修等に取り組んでいます。また、国道6号や114号等の既存主要幹線道路に加え、常磐自動車道の開通や道の駅なみえ、震災伝承施設の整備等に伴い、交通量が増加傾向にあることから対策の強化が必要な状況です。また震災後、町内における子どもの増加を踏まえた交通安全教育の徹底が求められています。

目指す姿と取組

- ◆ 町民の安全で安心な暮らしを実現するため、引き続き防犯カメラによる防犯対策をはじめ、浪江町防犯見守り隊、警備会社の防犯パトロールや、消防団による防火パトロールを実施するとともに、警察署、消防署等関係機関と連携し、防犯・防火活動の強化や交通安全対策に 24 時間体制で取り組みます。
- ◆ 消防団については、町内の加入促進と活動支援を継続するとともに、現状に即した持続可能な消防組織体制について検討します。また、消防施設等については、適宜改修、整備を行います。
- ◆ 機能別団員制度の周知・活用や、町内居住者・従業者の消防団加入促進などにより、消防団組織体制の強化を図ります。あわせて、常備消防と消防団の連携により防災体制の強化を図ります。
- ◆ 交通安全対策については、警察署や交通安全協会等との連携をさらに強化し、路上啓発活動や防災無線を使った広報活動を行います。また、カーブミラー等の交通安全施設の整備補修に引き続き取り組むほか、子どもを対象にした交通安全教育を推進します。

施策の展開

(2) 防犯・防火・交通安全の強化

ア 防火体制の強化

イ 防犯体制・対策の強化

ウ 交通安全の強化

施策4 ゼロカーボンシティの推進

(1) ゼロカーボンシティの推進

◆ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーの地産地消や水素の利用等を推進します

現 状 と 課 題

- ◆ 再生可能エネルギーを利用したまちづくりに向け、「浪江町再生可能エネルギー推進計画」により、いこいの村なみえなど、公共施設に太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの導入を推進しています。幾世橋住宅団地においては、蓄電池とHEMSを導入するとともに、電気自動車（以下「EV」という。）のカーシェアリングの実証を行い、さらに道の駅なみえにおいては、水素、太陽光、風力発電設備等を設置するとともに、CEMSを導入し、スマートコミュニティを推進しています。
- ◆ また、公用車として災害発生時の電源としても活用できるEVを導入しているほか、地元企業と連携したマルチ急速充電器の開発、住宅用太陽光発電設備及び事業者による自家消費型の太陽光発電設備導入の支援などにより再生可能エネルギーの地産地消を推進し、町民の理解向上に努めています。
- ◆ 令和2年3月に、町は国が推進する2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを宣言しました。また、世界最大級の水素製造施設であるFH2Rが稼働を開始しています。さらに令和3年7月には、「なみえ水素タウン構想」を策定し、町内の様々な分野における水素の利活用を推進することとしています。
- ◆ 令和5年3月には「地球温暖化対策総合計画～なみえエネルギーチャレンジ 2035～」を策定しており、浪江駅周辺整備にかかる、再生可能エネルギーを活用した多様な創エネ設備の導入計画が盛り込まれるなど、ゼロカーボンシティ実現に向けて、官民一体となって再生可能エネルギーの活用やごみの適切な処理を含め、資源の効率的利用を積極的に取り組む必要があります。
- ◆ 令和6年3月には、町内の公共施設や産業団地などで再生可能エネルギーの活用を促進するため、地域脱炭素化促進事業に基づく再エネ促進区域を設定しました。

目指す姿と取組

- ◆ 効率的なエネルギー自給自足の町を目指すスマートコミュニティを継続して推進するとともに、SDGsを原動力として地域活性化や社会課題解決に向けた持続可能なまちづくりを推進します。
- ◆ 町民のみならず来訪者に対して、公共施設でのエネルギーの見える化等の情報発信により、エネルギーの有効活用に関する意識向上を図るとともに、再生可能エネルギーを利用したエネルギー地産地消のまちづくりを進めます。そのため、エネルギー自給自足に向けた再生可能エネルギーの民間導入の支援を周辺との調和に配慮しながら推進するとともに、企業等が再生可能エネルギーをさらに導入しやすい仕組みづくりを検討・実行します。
- ◆ また、棚塩RE100産業団地への再生可能エネルギー及び水素エネルギーの供給元となる地域新電力事業者との連携等に取り組みます。
- ◆ さらに、FH2R製造の浪江産水素を地域内で活用する「なみえ水素タウン構想」に基づき、水素社会実現の先駆けとなるまちづくりを産学官連携で推進し、水素を利活用した社会をいち早く本町で実現します。
- ◆ また、公共施設のZEB化などを通じた省エネや、立地企業との連携によるカーボンニュートラルに向けた蓄電池関連産業の集積、低炭素素材・資材などの研究開発・実用化等を推進します。
- ◆ あわせて、ゴミステーションの適切な設置や分別の徹底などによる適切なおみ処理、3R（発生抑制・再使用・再生利用）運動を通じた廃棄物の削減・リサイクルの推進による循環型社会の形成等を促進します。

施策の展開

(1) ゼロカーボン シティの推進

ア 地球温暖化対策の推進

イ 地球温暖化対策に向けた連携推進

ウ 地球温暖化対策の情報発信

エ 廃棄物の削減・リサイクルの推進

関連する 主な個別計画

- 浪江町再生可能エネルギー推進計画

第4章

健康と福祉のまちづくり

復興の基本方針Ⅳ 健康と福祉のまちづくり

施策1 健康づくりの推進・医療の充実

(1) 健康づくりの推進・医療の充実

町民の健康づくりの推進と町内の医療の充実に取り組みます。

施策2 介護・福祉の充実

(1) 介護・福祉の充実

高齢者等が安心して生活できるよう、介護、生活支援など切れ目のない福祉サービスの充実に取り組みます。

施策3 放射線による健康不安への対策

(1) 放射線による健康不安への対策

放射線による健康への影響等の不安解消に取り組みます。

(2) 除染の推進による安全対策

町民の除染に対する不安解消に取り組みます。

施策1 健康づくりの推進・医療の充実

(1) 健康づくりの推進・医療の充実

◆町民の健康づくりの推進と町内の医療の充実に取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 町内の医療体制については、平成29年3月に浪江診療所が開設したほか、二本松市に仮設津島診療所を開所し診療を行っています。浪江診療所では開所時より高齢者等患者数は徐々に増えており今後も地域医療体制の要として、在宅医療等の更なる医療サービスの充実が求められています。加えて、救急医療や眼科など専門医療に対するニーズも高まっており、県の中核病院の整備や近隣市町村との広域的な連携が必要です。
- ◆ 町民の健康維持のため、健康相談、運動や食生活の改善支援、感染症対策、心の健康や生きがいづくりへの支援、さらに町内や避難先での総合健診等を実施し、生活習慣病の予防・重症化防止を図るなど、健康づくりと医療の充実に取り組んでいます。
- ◆ 県内各所でダンベル体操を中心とした健康づくりリーダーを育成し、町民同士が自主的に健康づくりに取り組める体制づくりを行っています。今後も避難生活が長期化する中で引き続き健康維持のための事業を充実していく必要があります。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策については、令和5年5月に感染症法上の分類が5類感染症に移行し、行動制限等は緩和されましたが、今後も予防ワクチンの接種勧奨や基本的な感染対策の周知を継続し、新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症への備えを進めていく必要があります。

目指す姿と取組

- ◆ 町内における安定的な医療体制の構築については、国、県等の財政支援や相双地域の医療機関との広域連携が必要不可欠になります。浪江診療所は、相双地域の医療資源の枯渇を防ぐため、一次医療機関としての医療サービスを維持しつつ、今後は高齢者等すべての町民が住み慣れた地域で自分らしく人生の最後まで暮らせるよう、相双地域の医療機関や介護事業所と連携し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制構築などを推進します。
- ◆ 町民の健康維持のため、避難先医療機関や避難先自治体等との連携により、総合健診等の受診率向上を図り、健診結果に基づく特定保健指導・重症化予防などの取組を強化します。あわせて、生活習慣病の予防及び重篤化予防にも重点的に取り組み、健康寿命の延伸を目指します。
- ◆ 従来の感染症対策の継続に加え、感染症法に基づく分類が見直され5類感染症として扱われるようになった新型コロナウイルス感染症のセルフチェックを支援することで、日頃から感染予防を意識する生活様式が定着するよう引き続き啓発します。また、更なる新型感染症に備え、町民自らが積極的に感染予防できるよう公衆衛生に関する知識の普及を図るとともに、マスク、消毒液等の備蓄に努めます。
- ◆ 国民健康保険加入者の服薬指導としては多受診や重複投与の対象者に薬剤師連携による健康管理事業を継続していきます。
- ◆ 町民の健康づくりリーダーの育成を行い、町民自らが自立して健康づくりができるよう取り組みます。心の健康面については、心のケアセンターなど関係機関と連携し、メンタルヘルスケア、ゲートキーパー養成講座等の取組を継続します。
- ◆ また、生涯学習を通じて様々な生きがいづくり活動を推進し、健康で自立した生活ができるよう、取組を拡充します。

施策の展開

(1) 健康づくりの推進・医療の充実

ア 生活習慣病の発症及び重症化予防

イ 健康づくりの支援

ウ メンタルヘルスケアの実施

エ 感染症の予防・対策

オ 町内の医療体制の確保

関連する 主な個別計画

- 浪江町健康づくり総合計画

施策2 介護・福祉の充実

(1) 介護・福祉の充実

◆町民が安心して生活できるよう、介護、生活支援など切れ目のない福祉サービスの充実に取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 避難生活の長期化に伴い、独居高齢者、高齢者のみの世帯、家族と暮らしていても日中は独居になる高齢者が増加しています。避難生活は、住み慣れた自宅を離れ、これまでの日常生活環境の大きな変化を強いることから、閉じこもりや運動不足による身体、認知機能の低下を引き起こし、要介護予備軍や要介護の状態に進行する高齢者が多くいます。そのため、心身機能の低下予防、心のケア、うつ予防等の介護予防や見守りなどの取組がより重要なものとなっており、介護・福祉サービスの充実が一層求められています。
- ◆ 介護福祉体制については、デイサービスや在宅介護事業等を行う高齢者サポートセンターが、町内及び二本松市の復興公営住宅敷地内（石倉・根柄山）に整備されました。さらに町内では、ふれあいセンターなみえ内のふれあい福祉センターが令和4年6月から事業を開始しています。
- ◆ 介護福祉を行うには介護人材や町民のニーズに合わせた適切なサービスの確保が課題になっており、今後も新たな担い手を含めたサービス提供基盤の構築・強化を図っていく必要があります。
- ◆ 障がい福祉体制については、障がい者とその家族の高齢化が進んでいることから、高齢化さらには重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための相談、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなど総合的な地域生活支援拠点等の整備を図っていく必要があります。
- ◆ 引き続き、福祉・介護サービスを支える人材を確保していくことや、地域で支える仕組みづくりも求められます。

目指す姿と取組

- ◆ 介護福祉体制については、町民が安心して生活が送れるよう、地域包括支援センターを中心に、地域の様々な社会資源（機関、人、団体、場所等）が連携して高齢者を地域で支える地域包括ケア体制の推進を図り、生活支援体制の整備、相談・情報提供の推進、高齢者の権利擁護支援及び認知症高齢者対策を継続します。また、広域連携によるサービス提供の視点も取り入れ、近隣市町村との協力体制を強化していきます。
- ◆ また、高齢者の孤立防止及び生活の変化による不安や不活発等をできる限り軽減するため、民生委員、社会福祉協議会、避難先自治体等と連携し、訪問による見守りや相談等の支援を行います。
- ◆ 高齢者の介護予防については、運動や社会参加の機会を提供し、参加を促し、自立した生活が維持できるよう支援します。また、生活支援コーディネーターと連携し、町民の活動の場としての交流サロンの立ち上げを支援します。
- ◆ さらに地域包括センター、ふれあい福祉センターを中心として在宅サービスの充実を図ります。
- ◆ 障がい福祉体制については、障がい者や家族、介助者等が、地域で気軽に悩みや不安を相談できる支援体制の充実を図ります。また、障がいによって必要な支援やサービスが異なることから、障がい者に合った支援の体制づくりを進めるとともに、地域生活支援拠点等について県や周辺自治体と協議し、双葉圏域全体で障がい者の生活を支えるサービス提供の構築を目指します。
- ◆ 子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、医療、保健、福祉、教育等の総合的視野にたった政策調整と関係機関との相談や支援における連携強化を図り、地域での包括的な支援体制の構築を目指します。

施策の展開

(1) 介護・福祉の充実

ア 町内の介護福祉サービス及び介護予防支援の充実

イ 広域連携による障がい福祉サービスの充実

ウ 高齢者等の孤立防止、見守りの強化

関連する 主な個別計画

- 浪江町地域福祉計画
- 浪江町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 浪江町障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

施策3 放射線による健康不安への対策

(1) 放射線による健康不安への対策

◆放射線による健康への影響等の不安解消に取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 放射線に対する不安を払拭するため、町民等への空間線量計や個人積算線量計の貸出しによる放射線の影響管理や測定結果の説明を行うとともに、自家用食品検査体制を整備しました。
- ◆ また、放射線による健康被害を未然に防止し、健康不安を解消するため、内部被ばく検査や外部被ばく線量の測定を実施するとともに、大学や専門機関（公益財団法人原子力安全研究協会等）との連携による相談会・学習会を実施し、放射線への理解促進を図りました。しかし、未だ放射線に関する誤解や不安を持った町民が多く、今後も町民一人ひとりが放射線についての正しい知識と理解を得ることができる取組を継続する必要があります。
- ◆ 近年では、放射線による健康不安や相談等の内容も町民ごとに多様化しており、きめ細やかな対応が必要です。また、今後の「特定帰還居住区域復興再生計画」に基づく除染等の進捗により、帰還の準備のための立ち入り等も進んでいきます。そのため、これまでの取組を継続しつつ、各事業の連携と総合的な対策の検討が必要となっています。

目指す姿と取組

- ◆ 空間線量計・個人積算線量計の貸出しや自家用食品検査を継続し、町民自身での実測値の確認や測定結果の説明等を通して放射線に対する不安払拭を図るとともに、放射線について正しい知識と理解が得られるよう、大学や専門機関と連携した相談会・講習会の開催、情報発信等を実施します。特に、町民の個別化した放射線による健康不安や相談に対して、丁寧に寄り添いながら対応します。
- ◆ また、放射線による健康影響が分かる内部被ばく検査、外部被ばく線量測定、健康診断等を継続して実施します。
- ◆ さらに、放射線健康管理の施策を一体的に推進するため、総合的な体制による対応を行い、町民が安心して生活できる環境を整えます。
- ◆ 観光や移住等を検討する方が町内の空間線量の程度を理解しやすいよう、東京など国内の主要都市の空間線量と併記して分かりやすい情報発信により放射線への不安の解消に努めます。

施策の展開

(1) 放射線による健康不安への対策

ア 放射線の健康への影響に関する検査体制の継続

イ 放射線に関する情報発信や相談体制の継続

(2) 除染等の推進による安全対策

◆除染等を着実に推進し、不安解消に取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 原発事故による放射能汚染の対策として、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針で定める「長期的な目標として追加被ばく線量が年間1 mSv以下となること。」を目指し、国、県、市が一体となり除染等線量低減措置に取り組むとともに、各種モニタリングを実施しています。また、放射線等に対する市民の不安解消を目的とした除染検証委員会を設置し、国が実施する除染の検証や市民から寄せられる放射能に対する不安や意見に対応しており、必要に応じ国にフォローアップ除染を求めています。
- ◆ 平成29年3月に解除された一部の地域や、特定復興再生拠点区域の除染は令和5年3月におおむね完了しています。一方で、未除染の山林からの再汚染の可能性などの課題も残っており、継続的なモニタリングと状況に応じた対応が必要です。
- ◆ 市内には国が設置している複数の仮置場があり、除染に伴う土壌・廃棄物が保管されている仮置場は、設置対象地域の除染が完了し、中間貯蔵施設等への搬出が完了した段階で撤去・返還となりますが、原状回復等に時間を要し、予定より返還に遅れが生じている状況です。
- ◆ また、放射性物質汚染対処特措法に定められる特定廃棄物（対策地域内廃棄物・指定廃棄物）を保管している仮置場については、ほとんどの土地で数年後に土地利用計画が定められており、影響が出ないように返還を進めていくことが求められます。
- ◆ 特定帰還居住区域は、2020年代の避難指示解除に向けて除染が進められています。

目指す姿と取組

- ◆ 町民の放射線に対する不安の解消のため、引き続き各種モニタリングと分かりやすい情報発信を図るとともに、「除染検証委員会」による除染の検証等に取り組めます。
- ◆ また、町内全域において国の長期的な除染目標である「追加被ばく線量年間1 mSv以下」の達成に向け、事後モニタリングと必要なフォローアップ除染について継続的に取り組むよう、国等へ要請を求めています。
- ◆ 仮置場については、除染土壌等廃棄物の搬出完了まで国、県、町による監視を継続します。返還後の土地利用計画に影響しないよう搬出を完了させ、速やかに地権者の意向に沿った原状回復を実施し返還するよう求めます。

施策の展開

(2) 除染等の推進による安全対策

ア 国と連携し除染や対象区域内廃棄物処理の推進

イ 町民の除染の不安に寄り添ったフォローアップの実施

第5章

絆の維持と持続可能なまちづくり

復興の基本方針Ⅴ 絆の維持と持続可能なまちづくり

施策1 被災者生活支援・絆の維持

(1) 被災者生活支援

居住地にとらわれない生活および生活再建に向けた支援の継続に取り組めます。

(2) 絆の維持

町民と町民・ふるさとをつなぐ絆の維持に取り組めます。

施策2 移住・定住の推進

(1) 移住・定住の推進

町民の帰還支援と、町への移住・定住を推進させる支援に取り組めます。

施策3 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の推進

地域でのコミュニティ活動を支援します。

施策4 復興を推進させる行財政運営

(1) 復興を推進させる行財政運営

復興を支える人材や財源の確保に取り組めます。

施策1 被災者生活支援・絆の維持

(1) 被災者生活支援

◆居住地にとられない生活および生活再建に向けた支援の継続に取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 避難先でも各種証明書の交付、生活再建に向けた情報提供・相談対応ができるよう、福島、いわき及び二本松の各市に出張所を設置し、避難先での行政サービスの提供に取り組んでいます。
- ◆ また、避難する町民に対し新たな住環境での生活支援や孤立防止のため、避難先の社会福祉協議会と連携した巡回訪問のほか、復興支援員による県内外での交流会や生活再建などの支援を実施しています。
- ◆ さらに、原発避難者特例法により、特例事務（医療・介護関係、教育関係等）について、避難先自治体から行政サービスが提供されるとともに、高速道路無料化、医療費窓口負担免除等被災者支援制度が実施されています。また、郵便を用いた紙での申請が定着しており、令和7年3月に開始した証明書のコンビニ交付など、町民の利便性向上のために行政手続きのデジタル化を推進する必要があります。
- ◆ 東京電力の賠償に関しては、損害項目別の解説記事を広報紙に毎月掲載したほか、賠償請求状況の調査等により判明した請求困難者等へ、訪問等による請求書作成支援に取り組んでいます。
- ◆ また、町のHPに町民のADR申立ての和解事例を掲載のうえ、町内外で相談会を開催しています。しかし、参加者は減少傾向にあり申立てが進んでいない状況です。ADR申立ての意義や簡易な申立書により解決が見込まれることを周知し、申立ての促進支援する取組が必要です。
- ◆ 令和5年1月に中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の基準が示されていますが、町民の個別事情や町の状況を踏まえ、適切な賠償が行われるよう東京電力及び関係機関に求めています。また、原子力損害賠償紛争審査会には現地視察の際に、町の復興状況等を踏まえ町民に寄り添った適切な指針を示すよう要望しています。

目指す姿と取組

- ◆ DXの推進により行政サービスの利便性向上を図るとともに、避難先での各種証明書の交付や、生活再建に係る支援案内・相談対応のため、引き続き出張所等の設置により行政サービスを提供します。
- ◆ 孤立防止や安定した生活ができるよう、避難先の社会福祉協議会等関係機関と協力・連携し、相談窓口や巡回訪問などの生活支援や生活再建へ向けた支援制度に関する情報提供を継続します。
- ◆ 原発被災者特例法が制定され、避難先自治体による行政サービスの提供や国等による各種被災者支援制度の実施が図られています。今後も安心して町内外で生活できるよう、これらの制度の継続を引き続き要請します。
- ◆ 避難先自治体や支援団体と連携し、生活支援制度に関する情報提供等を継続して行います。
- ◆ 全ての町民に東京電力による適切な賠償がなされるよう、請求状況や時効を踏まえ、早期に未請求状況を解消するため、引き続き賠償に関する情報発信を行う。また、総合健診など多くの町民が集まる機会を捉えて、簡易なADR申立書による解決法等の相談会を開催し、適切な賠償に向けた支援を行います。
- ◆ また、東京電力に対し、自らが掲げる損害賠償に関する3つの誓い（「最後の一人まで賠償貫徹」「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」「和解仲介案の尊重」）を確実に実行するとともに、時効の完成以降であっても、町民に寄り添った柔軟な対応と適切な賠償をするよう求めます。

施策の展開

(1) 被災者生活支援

ア 避難先での行政サービスの提供

イ 賠償支援の実施

（2）絆の維持

◆町民と町民・ふるさとをつなぐ絆の維持に取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 十日市、相馬野馬追、あるけあるけイベント、等、震災前に実施していた伝統行事や季節ごとのイベントが町内で再開し、町民同士の交流や避難町民がふるさととつながる機会が増えてきています。
- ◆ 県内3ヵ所（福島市、郡山市、いわき市）の交流館と県外（関東圏）・県内に復興支援員を配置し、交流会・サロン活動支援、戸別訪問、情報発信等を実施するとともに、自治会等のコミュニティ活動への補助を実施し、町民同士やふるさととの絆の維持に取り組んできました。
- ◆ さらに、町内の今や県内の情報を発信する取組として、なみえ新聞の普及・運営を続けるとともに、避難先との交通利便性向上のため、本町と南相馬市や本宮・二本松市を結ぶ生活支援バスを運行しています。
- ◆ 長期避難により町とのつながりが希薄になっている町民のふるさとへの愛着・関心を維持するため、避難町民の声や帰還町民の声を集約し、ふるさとの状況等の発信を強化する必要があります。

目指す姿と取組

- ◆ 町外にある交流館の運営のほか、復興支援員を中心に情報提供、交流会支援等を継続するとともに、県内外での絆を維持するコミュニティ活動支援を継続して行い、避難先での安心した生活につなげます。
- ◆ 町内での町民の交流機会の創出や、避難町民がふるさととつながる機会を維持するため、各種イベントの実施や支援を行います。
- ◆ さらに、町内の状況や町民の生の声をなみえ新聞により情報発信し、ふるさとの復興の姿を身近に感じられる取組を行なうとともに、町民同士がつながりを持てるよう避難先各地域において、SNSサービスの講習会等を実施し、ICTのスキルを向上する取組を行います。あわせて、DXによる町民のつながりづくりを促進する仕組みの構築に向けて、SNSを通じて町民等に対して積極的に情報を届けるPush型の情報発信の充実や、町民との協働による情報発信も進めていきます。
- ◆ また、本町と南相馬市や本宮・二本松市を結ぶ生活支援バスを引き続き運行します。
- ◆ 町の魅力を発信するサイトあいべえなみえ内にある浪江町イベントカレンダーの周知及び利用拡大などに取り組めます。

施策の展開

(2) 絆の維持

ア 避難先での絆の維持への支援

イ 復興の見える化の推進

施策2 移住・定住の推進

(1) 移住・定住の推進

◆町民の帰還支援と、町への移住・定住を推進させる支援に取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 平成 29 年 3 月に町の一部の地区で避難指示が解除され町内の居住人口は増加傾向にあるものの、帰還した町民は一部にとどまっております。そのため、人口ビジョンによる目標人口の達成のためには帰還する町民の増加だけではなく、移住・定住推進による人口の増加が必要になります。
- ◆ これまで、町内の住まいの再建に向けて、平成 29 年度に幾世橋地区に災害公営住宅（震災時町民用 85 戸）と再生賃貸住宅（転入者可 80 戸）、令和 2 年度に請戸地区に災害公営住宅（震災時町民用 26 戸）、令和 5 年度に津島地区に再生賃貸住宅（転入者可 10 戸）を整備しました。現在は、浪江駅北側において令和 9 年度の完成を目指した公営住宅の整備を進めています。
- ◆ また、空き家・空き地バンクの運用や帰町に合わせた移転、住宅再建等に関する支援など、町内での居住を促す様々な支援を行っています。
- ◆ さらに、移住相談窓口を設置し、移住者の受入に向けた相談対応や移住支援、各種支援制度の情報提供などのワンストップ化を図りました。今後も帰還町民や移住者などの様々なニーズに対応した支援や体制の充実と、「浪江ならではの」魅力や特色といった付加価値の創出と発信が必要です。
- ◆ 加えて、令和 12 年度末までの順次供用が予定されている F-R E I の関連施設立地に伴い、研究者やその家族等の居住が期待される中、外国人を含む多様な人々を受け入れるための環境を周辺市町村と連携して整備していくことが求められます。

目指す姿と取組

- ◆ 帰還に向けた住環境整備のため、町内の個人住宅の再建等を継続して支援するとともに、ふるさとでの交流機会の創出や、帰還に向けた支援制度・相談体制の整備と合わせてふるさと情報の発信を継続して行うなど、町民の帰還促進を図ります。
- ◆ また、「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」に基づき、企業誘致による町内の住宅需要の増加予測等も踏まえた浪江駅周辺を中心とした公営住宅等の住環境整備を推進します。
- ◆ 移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化しての暮らしや観光に関する情報、支援メニューなどの積極的な発信、移住をお悩みの方のお試し居住、お試し就労等の利用、移住者への住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続・強化していきます。加えて、震災前からの住民と移住者の垣根のない交流を促進して定住を支援します。
- ◆ さらに、産学官連携施設の整備などの契機を活かし、大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。あわせて、水素やゼロカーボン、F-R E I など、浪江ならではの暮らしの付加価値づくりとその情報発信にも取り組みます。
- ◆ また、住みやすい住環境づくりのため、「空き家等対策計画」に基づき、民間事業者主体、または官民協働による空き家や空き地の利用促進を図ります。あわせて、外国人にも対応した環境整備にも取り組みます。

施策の展開

(1) 移住・定住の推進

ア 町への帰還支援

イ 空き家対策の推進

ウ 移住促進の情報発信・入口支援

エ 移住者の定住促進支援

関連する
主な個別計画

● まち・ひと・しごと創生 浪江町総合戦略（第2期）

施策3 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の推進

◆地域でのコミュニティ活動を支援します

現 状 と 課 題

- ◆ いまだ、多くの町民が県内外で長期の避難生活を強いられている状況下で、従前の地域コミュニティは希薄化しており、行政区域で行われていた地域情報の共有や伝統文化の継承活動などの自治活動が困難になっています。その中でも一部の行政区では自主的に地域活動を進め、コミュニティを維持していますが、自分がどこの行政区に所属しているか分からない、集合住宅などの居住者の把握ができないといった課題が生じています。
- ◆ 町では、地域コミュニティ再生のため、地域の美化活動、花植え、交流の場づくり等帰還町民主体による自治・地域活動の支援や町外避難町民との交流の場の創出等に努めています。また、コミュニティ活動や行政区の集会所の整備等に対して補助制度を設けているとともに、町民の集いの場を確保するため、役場会議室や交流館等の無料貸出し支援も行っています。
- ◆ また、今後も町内居住人口の回復は緩やかな進行に留まると見込まれる将来の帰還者や移住定住者の把握が難しく、厳しい行政区運営が想定されることから、今後の行政区のあり方について検討が必要です。

目指す姿と取組

- ◆ 町民による自発的なコミュニティ活動や地域の活性化、地域課題の解決等に向けて、町民自らが立案し実践する体制を構築するため、コミュニティ活動や行政区の集会所整備等に対する補助金、さらには集いの場の貸出し支援を継続することにより、地域コミュニティにおける自治能力の再生を図ります。
- ◆ また、町の復興には、行政区との協働関係が欠かせないため、今後の行政区のあり方について、地域で話し合う場づくりを働きかけ、支援するとともに、町内で生活される方の利便性向上に努めます。

施策の展開

(1) 地域コミュニティ活動の推進

ア 行政区活動への支援

イ 町内でのコミュニティ活動への支援

施策4 復興を推進させる行財政運営

(1) 復興を推進させる行財政運営

◆復興を支える人材や財源の確保に取り組みます

現 状 と 課 題

- ◆ 震災以降、多様化し、増加の一途をたどる行政課題に対応するため、組織の見直しと人員の増強に取り組んできました。
- ◆ 財政の状況としては、震災からの復旧・復興事業の本格化により予算規模が拡大してきており、令和6年度決算の歳出総額は、平成22年度と比較し3倍を超える規模となっています。一方その財源は、令和2年度から令和6年度までの5か年の平均の財政力指数が0.4となるなど、国・県支出金、普通交付税及び震災復興特別交付税に依存している状況は変わりませんが、経常収支比率は令和6年度時点で標準的とされる目安内である83.9%にまで改善しています。
- ◆ 公共施設やインフラ等については、復興関連事業により、町民の帰還のための復旧や新たな整備に取り組んできました。しかし、今後極端な人口減少や少子高齢化などの影響により、厳しい財政状況が予想されます。そうした社会の変化に対応した公共サービスの提供や施設の維持管理など、あらゆる面での財政負担の低減が求められています。急激な税収の増加が見込めない中、補助金やふるさと納税などの制度を活用しながら、財源を確保していく必要があります。
- ◆ さらに、復興関連業務などにあたる職員一人当たりの業務量は増加傾向にあり、DX推進による行政運営の効率化や簡素化によって職員の負担を軽減するとともに、行政サービスの向上を図り、持続可能な行政運営に向けた多様な取組が求められます。

目指す姿と取組

- ◆ 町の復興は未だ道半ばの状況であり、引き続き復旧・復興の取組を推進していく必要があるため、国や他自治体等からの支援のもと、適切な人員の確保、組織の見直し及び人材育成に努めます。
- ◆ 福島再生加速化交付金をはじめとする復興関連の国・県支出金、普通交付税の特例措置、震災復興特別交付税など復興財源に依存した行政運営をしています。そのため、町は第3期復興・創生期間においても引き続き継続的な財政支援と柔軟な制度運用を要望するとともに、DXを推進し、事務の効率化、行政サービスの向上等を推進しながら、経常経費の抑制に努めつつ、受益者負担の適正化やふるさと納税の活用など自主財源や復興等を完遂させるための財源の確保など、持続可能な行財政運営に努めます。また、町単独で難しい行政サービスについては広域的な連携を視野に取組を進めます。
- ◆ 公共施設等の整備については、全体状況を把握し、長期的な視点を持って、新設・更新・統廃合・長寿命化等に取り組むことで財政負担の軽減・平準化に努めます。あわせて、公共施設を解体した跡地や防災集団移転元地の利活用や処分について積極的に検討します。
- ◆ 持続可能な行政運営に向けて、積極的に民間投資を促すとともに、行政、町民、企業、NPO、大学、研究機関などの多様な主体が役割分担し、連携・協働することで新たな価値を創造していく「共創」の視点を取り入れます。

施策の展開

(1) 復興を推進させる行財政運営

ア 効率的な行財政運営

イ 復興を完遂させるための財源の確保

関連する 主な個別計画

- 浪江町公共施設等総合管理計画

